

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人DV対策センター（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、法人の業務の執行の決定に参画する。

(細則)

第4条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和6年1月1日より施行する。